



平成26年7月15日

各 位

会 社 名 カネ美食品株式会社  
代表者名 代表取締役社長 三輪 幸太郎  
(JASDAQ・コード2669)  
問合せ先 執行役員総務部長 中田 究  
TEL 052-879-6111 (代表)

### 業務の適正を確保するための体制の一部改定のお知らせ

当社は、平成26年7月15日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制について、一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、コンプライアンスのため「企業行動憲章」を定め、研修を実施、実行化する。
- (2) コンプライアンスの観点から取締役および使用人を対象とした「内部通報制度」を設置し、これに反する行為等を早期に発見し、是正に努める。
- (3) コンプライアンスの徹底を図るため、総務部において継続的に研修等を実施し、指導を行う。
- (4) 重要な法務問題およびコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士等の専門家と適宜協議し、指導を受けることとする。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法律で作成・保管を義務づけられている文書、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等について、法令・社内規程に基づくそれぞれの保存年限に従って保存・管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に関し、個々のリスク（経営戦略面、業務運営面、環境面、安全・衛生面、災害面等のリスク）の責任部署において規則・ガイドライン等を制定し、研修を実施する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(2) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を強化するため、社長以下役付取締役等のメンバーが出席する連絡会を適時開催する。

**5. 監査役の職務を補助すべき使用人**

必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が協議して行う。

**6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制**

取締役および使用人は、監査役（会）に対して、法令の規定事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告、連絡、相談等の状況を速やかに報告する体制を整備する。

**7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役は、社長以下役付取締役等のメンバーが出席する連絡会、その他重要会議に出席し、取締役の職務執行に対し厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
- (2) 監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

以 上